

平成29年度 第1回 酒田市景観審議会 議事録

日 時：平成29年6月22日（木） 午前10時00分～午前10時45分

場 所：酒田市役所 3階 第二委員会室

出席者：遠山 茂樹 会長、西村 修 副会長、齋藤 ゆみ 委員、佐藤 恒夫 委員、渡部 芳久 委員、  
佐藤 江理子 委員、芝田 清子 委員、梅津 勘一 委員、村上 成起 委員、市原 栄子 委員、  
後藤 泉 委員 以上11名

欠席者：佐藤 浩和 委員、大井 誠一郎 委員、高橋 正和 委員 以上3名

事務局：企画振興部 都市デザイン課

一般傍聴：3名、報道関係：5名

1. 開 会 事務局より、本審議会が開会要件を満たしていることを報告。

2. あいさつ 高橋都市計画主幹

3. 審 議

○審議案件

(1) 県営風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価準備書の意見について

議 長

それでは、これより、山形県及び酒田市の風力発電事業環境影響評価準備書について、意見交換を行なっていきたいと思います。

ただ今、都市計画主幹の挨拶にもございましたが、本件は環境面については環境審議会の方で意見交換を行うということですので、我々景観審議会については景観面を主体に意見交換をしてみたいと思います。

また、今回の風力発電事業について、この場で何かを決定するということではなくて、あくまでも準備書に記載されております項目につきまして意見を皆様からお伺いするということですので、ご理解をいただきたいと思います。

進め方といたしまして、まず始めに県営風力発電事業についての意見交換を行ないまして、主たる後酒田市十里塚風力発電事業の意見交換を行ないます。

なお、多くの委員の方からご意見を伺いたいと思いますので、発言は1回3分程度で、お願いいたします。

それでは、はじめに県営風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価の準備書について、委員の皆様より、ご意見がありましたらお願いいたします。

委 員

今回、事務局から送られてきた県と市に対する意見書、事業者見解を読ませていただきました。その感想を述べたいのですが、その前に、私は2010年当時の景観審議会におきまして、2001年の新日鉄の風車20基、2010年の日立グループが出資する庄内風力発電の2回同じ場所で開発計画があったわけですが、その2回とも県の方で開発を認めてこなかった。その時私は審議会におきまして、2010年の景観審議会では計画には慎重を期すると答申をし、それを受けて県の方では建設は適当でないという開発を認めなかった。その時の理由を確認したい。

建設を認めない理由として、一つ目は、施設は海岸線を分断し、海側や砂丘地の重要な眺望である鳥海山と黒松林等で構成される一連の景観に著しい支障を及ぼす。二つ目は、施設形態が周辺の風致や景観に調和しない。三つ目は、日本海を代表する白砂青松の海岸であり、長い年月と膨大な労力を費やして造成され、微妙な生態系のバランスのうえに成り立つ砂丘植生と黒松林の景観の維持に重大な支障がある。四つ目

は、酒田市からは建設には慎重を期するとの回答がある。これが当時断った理由である。

これに対して阿部市長は、これが本市の考え方に沿ったものでまったく依存がないと回答している。その後の2012年8月に知事と市長による電撃的な記者発表があって、今回の計画になった。その時は、原発事故によりエネルギーをとりまく環境の変化があった。景観の考え方は時代によって変わる。原発事故は価値観を変えたということになる。

この件について当局に申し上げたいのが、果たして原発事故を境にして、この海岸林の環境・価値、景観の価値の状況が変わったのか。私は原発事故の後、海岸林の見える景観の価値、保全が高まっていると思っている。その理由として一つ目は、津波で太平洋側の高田の松原を始めとする多くの海岸林が壊滅となる状況を受けている。そこで海岸林の防災機能が見直され、防波堤と海岸防砂林を合わせた構造の多重防御ということで、各地で海岸防砂林の造成が進められている。そこで被害を受けなかった日本海岸側の防砂林の価値が高まってきている。高田の松原がこれからゼロで出発する時に参考となったのが、庄内海岸の環境・景観の保全の状況である。実際、高田の松原に植えられている松も酒田の森林で作られた苗が植えられ、高田の松原に貢献している状況である。二つ目として、鳥海山・飛鳥ジオパーク認定がされました。その際、事前審査の段階で事務局から依頼を受けて審査員の先生を砂丘地海岸に案内しました。まさに今回の場所の砂丘地です。その時に学識経験者の方は、スケールの大きさ、価値の重要性、そして行政と民間の一体となった保全体制に対して、大いに評価され、少なからずジオパークの認定に結びついたのでないかと自負しています。そこをあえて改変していいのかという思いがあります。三つ目として、現在の松くい虫の被害が毎年過去最高の記録を更新しています。松くい虫は衰弱した松につきやすい傾向がありますので、極力黒松の衰退する要因を避けるべきものと思います。四つ目として、絶滅危惧種のコアジサシの繁殖地やオオタカの営巣地が明らかになっています。評価書の中に貴重な生物と書いてあるが、コアジサシやオオタカといった種自体が生息できる環境であるという重要性価値を見直すべきだと思います。

ですから、そういった意味において、原発事故以降価値観が変わったことから、先ほど4点述べた県が拒否した理由を今回180度変えて、県と市はそれを否定して開発を迎えようとしている。それに対して大きな疑問を感じます。

委員

初めての景観審議会ということで、この間の風力発電の計画について調べさせてもらいました。県で出した平成22年11月12日の風力発電施設に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会資料で、自然公園の景観の立場で1回目は条例に基づき中止となっている。平成21年に県立自然公園内の許可届出行為に係る審査指針が県の内部で作られた。そうした中で風力発電施設に関する事前協議方式が導入され、認められるかどうかを最初に審査するという形にシステムの変更をしている。そこで審査指針が変わった下で、2回目の建設の審議がされ認めないという結論になっている。その中でも120mある風車が建つことによる威圧感があるという想定。また、意見として、先ほどもありました風致景観に著しい影響を及ぼすため認められないということ。海岸線を分断する話。鳥海山の問題がありながら、最終的には、北側にしか風車がないということで、北側には風車のある風景、南側はない風景とまとめて書いてあった。私はこの状況が、今原発事故により価値観が変わったとはいえ、景観を考える時には大きく変わっていないのではないかと考えるものです。

委員

前者2人の委員と同じような意見ですが、私も最初の審議会の委員となっております。当初の話をすれば、あの時はほとんど全会一致で、県の方に風車を建てるということはかなり威圧感があって景観にはそぐわないという意見が通用していたのに、なんで突然阿部市長と県のほうから出てきた価値観が変わったと出てきたのか。酒田市と県の考え方ですが、まったく私として理解できなくて、今まで2、3回に渡って

議会の方でもお話をしてきた。それに対するきちんとした理解できる答弁をいただいでいないような感じをしております。

今回は景観審議会ですので、昨日あった環境審議会の中ではもっといろいろな話をされたのでしょうけれども、景観に関してみれば県の企業局の分も酒田市の分も眺望点からの景観ということでいっぱい書いてありますが、眺望点に何の意味があるのだろうかとは感じています。風車が建った感じのモンタージュがありますが、そういったものが何を意味しているのか理解できない。風車が建って、風車が見える位置からの景観がそこにいる人の一番の景観であって、モンタージュした所の風車がほとんど見えない眺望点からの景観は、何も意味をなしていないのではないかと考えております。

実際、風車が建った時の威圧感というのは、国道7号線を北に向かって遊佐の方に行き、松林のすぐ近くの風車が隣立しているところを見ると車を運転していても威圧感を感じる。そういった所からの視点とかも考えて景観を考えていくべきものと思っています。眺望点からの景観だけを考えていくのはナンセンスではないのかと思います。

委員 環境的にはいろいろあると思いますけど、景観的にみれば風車はないほうが良いと思います。複雑な気持ちです。

委員 難しい問題なので軽率には発言できないと思う。福島の方を見ると世の中は少し変わったのかなという気持ちもあるので、先ほどの話も変わったのかなという気持ちで聞いていました。

委員 今年、外航クルーズ船が初めて酒田港に入港するわけですが、この庄内浜・松原は、世界に誇れる景観ではないかなとっております。これから外航クルーズ船がどんどん入ってくると思われますので眺望点の視点の一つに海から入ってきて、この庄内浜・松原をとおして鳥海山を見る視点が非常に大事だと思います。繰り返しになりますが、この景観というのは世界に誇れる景観ではないかなとおりますので、その考え方もひとつ加えていただきたいと思います。

委員 商売柄、こういう広いところの景観はあまり得意ではないが、さっきから要するに反対の意見が出ているのですが、賛成というか、いろいろな意見を聞きたいと思っています。

委員 今話を聞いてももっともだと思っているんですけども、景観というのは人間の生活と共存していかなければならない所が必ずあると思います。

例えば、街の中にあるガスタンク。あれが、鳥海山の景観を崩すからの方が良いと、そうはいかない訳です。本当に景観で自然のままが良いとなれば、何も無い方がよい話になってしまう。先ほどビューポイントの話があった訳ですが、どうしても外せないところなのかと思います。先ほど委員からお話あったように海からみる景観とすれば、全てが入ってしまう。ただ、共存していくという意味で考え、新しいエネルギーとして考えていくと、自然のまま残っていくのが一番いい景観だということだけで済むのかなと思います。

例えば、街の中でいいますと空港が玄関だとしたら、酒田に入る出羽大橋を渡った時の鳥海山がきれいだ。でもその間にいろいろなビルや看板が建っている。それを全部ない方がいいと言えない方がいいんですけれども、そうはいかない訳です。なので、鳥海山をバックにした眺望点を一番良く見えるポイントのビューポイントの所を視点にして、物事を考えていかなければ共存というのはなかなか難しいのかなと思います。

反対でも、意見でもないのですが、そういう考えにおいて、考えていかないと前に

進んでいかないのかなと思います。

委員

とても難しいことなので何とも言えないのですが、反対意見への賛成ともなりませんが、2011年震災以降、環境に関してというか、発電事業というものがとても多くなっていると思います。遊佐の方に行きますと風力発電だけではなく太陽光発電も非常に多く見受けられます。環境が変わってきているなという気がします。国道7号を遊佐の方に向かっていているときに風力発電や太陽光パネルが乱立しているのを見ると違和感を覚えることもあります。

委員

景観というものは、元々あったものを保存したり修復したりすることだけが景観という訳ではなくて、その時代と共に文化や歴史とかも全部含めて景観だと思います。黒松林を価値ある物だとして認める。それは当然のことだと思いますが、それとこれからのエネルギー政策との関わりの照合などを考えていかないと、これから21世紀に向かって、景観と社会との融合性をとっていくのは難しいと思います。

立場上、福島や宮城の方とお話する機会があるのですが、たしかに原発は皆さん無い方が良いと言われています。その代替が果たして風車なのか。酒田は海辺で風が強いから風車だと、状況有りきで決まったことから始まっていることが果たして良いのか。

最初に風車の話をしたときに、何年で事業が成り立つのか話がありました。これは風車そのものが、原発の代替のエネルギーとしてやることなのか。経済効果を狙ってやるものなのか。非常にだんだんあいまいになっている。そういったこともどうなのか。かなりの年数を掛けて風車というものをやっていますけれども、風車そのものが海岸線だけでなくても良いんじゃないのか。秋田の方に行くとも山の上の方にも建っていますし、先日皇太子様がベルギーの方に行くと、風車がいっぱい建っているところの映像が流れていましたけれども、何も海に特化した、今これだけ認定を受けている海に持ってくる必要があるのか。もっといろんな意見を出しても良いのではないのか。

委員

先ほどの委員の意見に関連してですけれども、風車全てを反対しているわけではない。この景観審議会でも何年前かに宮野浦海岸に3基建っている審議をした時があります。あの時、私は賛成しました。それは最上川河口、酒田港の新たな景観に要するのだと考えております。現実的に出羽大橋を渡ったときに河口にある風車に夕日が沈んでいく新たな港の景観になっている。あれは特に砂草地の影響もなかったので反対もしなかった。今回の計画に反対しているのは、遊佐や宮海海岸と違って、砂草地という非常に柔らかい砂丘地の前線を削って作るということ。砂草地と海岸線の黒松林に対して、影響が波及していくことを真に危惧している。それが砂草地と黒松林と鳥海山という日本を代表する景観のみならず、防災機能にまで影響していくことを危惧して申し上げておきます。

そして、先ほどの委員の意見にもありましたけれども、前回の審議会でも述べたのは、ビューポイントから見る視点だけではなくて、庄内空港から発着する飛行機からまず見るんです。眼下に海岸林が広がる所をすごいなと見る。空から空港に降り立つ人達が見る視点、そして、砂丘海岸林と鳥海山という風景は海からでなければ見えない風景です。これは、そういった視点も必要でないかということも前回は申し上げました。

議長

他にどなたかご意見ございませんでしょうか。  
(他に意見無し)

(2) 酒田市十里塚風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価準備書の意見について

議長            それでは、次に「酒田市十里塚風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価の準備書」について、委員の皆様より、ご意見がありましたらお願いいたします。

委員            項目は、県と市に分かれているわけですがけれども、内容的には同じです。いくら目的が違おうとおっしゃっても、文面を読んで、県と市の目的の違いを理解できる人はほとんどいないと思います。これは明らかに一連の事業でありまして、市に対する意見、県に対する意見と区別せずに聞いていただきたい。

先般、事務局から送られてきました県と市に対する意見とそれに対する事業者見解を全部読ませていただきました。賛成は、それぞれ同一人物による1件だけで、他県に対して遅れをとっていることだけで、残りは全部反対の意見だけです。その中の1件を読みますと私が読んだ限り、内容が非常に科学的で論理的で解りやすい。それに対する事業者見解というのは、準備書の文面の繰り返しであって、まったく理解できないというか回答になっていないものが非常に多い。今回意見書を書かれた方は、これまでの意見交換会や説明会、新聞の投書等を見ると、意見を書いた方の顔が浮かびます。誰が書いたか判ります。その方々というのは、山形大学農学部で海岸林を研究している方ですとか、元公益大学の教授であった方ですとか、あるいは地元で動植物や昆虫、野鳥を長年に渡って研究してきたプロフェッショナルの方々の意見です。学識経験者として、優れた方々で私も尊敬してやまない方々が意見を書いています。その意見について明確に答えたものは無いのですが、必ず文面には、もし何かあれば学識経験者に指導や助言、意見を求めるという文言が必ず出てくる。私に言わせれば、この意見を述べている人こそが、今回の件に対する学識経験者の最たる者です。その人たちに対する意見に答えられない訳です。どんな学識経験者に聞くのだろうと、まったく想像が付きません。本来は、今回意見を出した方々にこそ指導助言をいただくべきだと思います。そして意見は冒頭に全て申し上げました2010年に県が拒否した時の理由に沿っているのですけれども、県と市の回答というのは、その4項目に対して、自らの判断を真っ向から否定している内容で、景観には影響しないというふうにはっきりと否定しています。もう1点特に気になりましたのが、県への意見の1-2の事業者見解で、説明会などで要望を受け、風車建設に伴う防浪砂堤の改変及び復旧後の飛砂による黒松林への影響を追加調査したとあるのですが、何処を見てもそれを調査した結果が探せません。なぜかといいますと、改変するのは風車の位置・面積だけであり、そして黒松林を伐採しないから影響がない。砂草地を原形復旧するから影響がないと全て復旧工事は必ず成功する、そして失敗のリスクを考慮しない予測に基づいているので、何の評価もない。私たちが声高き行ってきたのは、砂草地、黒松林と連続した環境で持って海岸林というものは成り立っている。一番先端の砂草地をいじくってしまうとその影響がどんどん広がっていく。連続した環境を分断してしまうのはいけないのではないかということをお願いしてきたにもかかわらず、原形復旧するから大丈夫だと言っていれば、何の影響評価にもならない。今回の意見書にも書きましたけれども、国有林に被害が起きた場合誰が復旧するのか。国有林に復旧をお願いできるわけではありません。そして、1回手をつければ何十年も掛かります。実際、湯の浜海岸のことも書いてましたけれども、庄内森林管理署さんが平成22年から砂草地の普及作業をしてきましたが、7年たっても、益々傷口が広がって復旧の目途が立っておりません。そういった事例があって、復旧されていれば良いのですけれども、今日の回答を見ますと、それは知ってますけれども宮海の方を参考にしたとあります。そういった現場での事例があるんですけれども、私も現場で仕事をしてきたわけですが、現場監督として失敗しない必ず成功することは到底受け入れることはできない内容でありました。

結論から申しますと、今回の準備書、事業者見解を読ませていただきますと思います

すのは、地域の宝であります海岸林、砂丘地の景観、そういったものが取り返しのつかない景観破壊、環境破壊に繋がるのではないかと、私は心から危惧している。そして、これだけの意見がありますけれども、専門家、スペシャリストからの意見を押し切って事業を強行するのではなく、事業者は今一度専門家から寄せられた意見に耳を傾けて、立ち止まって再考することを要望したい。まだ、着工してませんので取り返しが効くんです。着工して取り返しがつかなくなったら大変なことになります。今だったら立ち止まって引き返すことができますので、それを切に要望いたします

議 長

他にどなたかご意見ございませんでしょうか。  
(他に意見無し)

各委員の皆様には貴重なご意見ありがとうございました。

最初に申し上げましたとおり、本日は審議会としての意見をひとつにまとめるものでなく、皆さま委員から出された意見を事務局で集約しまして、景観審議会の意見とさせていただきますと思います。

事務局から補足などありますでしょうか。

事務局

貴重なご意見、本当にありがとうございました。  
本日、委員の皆様から出されたご意見と環境審議会の意見を参考にして、今後、市としての意見を県知事へ回答させていただきたいと思っております。

議 長

それでは、以上をもちまして意見交換を終了いたします。

#### 4. その他

事務局

先日の研修会でお伝えしておりますとおり、現在、酒田市内の日和山周辺地区におきまして、景観形成重点地域の指定に向けた取り組みを行っております。それに伴います酒田市景観計画の変更について、第2回景観審議会においてご審議をいただく予定でおります。開催案内については、後日お送りいたしますのでよろしくお願い致します。

#### 5. 閉 会

午前10時45分 閉会